

県立高等学校管理規則の一部改正（案）の概要

教育庁企画管理部教育政策課

1 趣旨

この規則は、千葉県を設置する高等学校について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する管理運営等の基本的事項に関し必要な事項を定めています。

このうち、別表で定めている各高等学校別の生徒定員について、一部改正を行うものです。

2 内容

県内における令和5年3月の中学校卒業予定者数は、前年度比で約80人増の53,080人程度となる見込みです。県全体でみると、中学校卒業予定者は、少子化の流れの中で、今後は減少傾向が続くものと見込まれます。

県立高等学校の募集定員は、中学校卒業予定者数を基に、進学率等を勘案して策定します。令和5年度の県立高等学校の募集定員については、全日制において、前年度比360人減の29,000人とすることを考えています。

各県立高等学校の募集定員については、中学校卒業予定者数の動向を基に、長期的展望を踏まえながら、過去の志願状況や地域の実情、各高等学校の施設規模等を総合的に勘案して策定します。

なお、各県立高等学校の募集定員の設定に当たっては、都市部・郡部ともに地域の状況を十分に精査し、慎重に募集定員を検討していく必要があると考えています。

3 施行予定日

令和5年4月1日